

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

目 次

第1章 ごみ処理実施計画

1	計画区域	...	2
2	一般廃棄物(ごみ)の発生量及び処理量の見込み	...	2
3	一般廃棄物(ごみ)の排出抑制及び再生利用促進のための方策	...	3
4	分別して収集するものとした一般廃棄物(ごみ)の種類・分別区分及び排出方法	...	6
5	収集運搬計画	...	8
6	中間処理計画	...	10
7	最終処分計画	...	11
8	一般廃棄物(ごみ)の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項	...	12
9	一般廃棄物(ごみ)処理施設の整備に関する事項	...	13
10	その他一般廃棄物(ごみ)の処理に関し必要な事項	...	14
11	その他の一般廃棄物処理施設	...	16
◇	資料1～8	...	17

第2章 生活排水処理実施計画

1	計画区域	...	27
2	生活排水の発生量(し尿・浄化槽汚泥)及び処理量の見込み	...	27
3	収集運搬計画	...	27
4	生活排水の適正な処理及びこれを実施するものに対する基本的事項	...	27
5	生活排水処理施設の整備に関する事項	...	28
6	その他生活排水の減量及び処理に関し必要な事項	...	28

第1章 ごみ処理実施計画

1 計画区域

ごみ処理実施計画の適用区域は、小山市全域とする。

2 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み

(t/年、動物死体は体/年)

種 類		発生量	処理量
家庭系ごみ・資源	剪定枝	736.3	736.3
	燃やすごみ(可燃)	29,458.0	29,458.0
	燃えないごみ(不燃)	4,316.8	4,316.8
	プラスチック製容器包装(プラ容器)	1,675.2	1,675.2
	可燃系資源	1,972.9	1,972.9
	不燃系資源	1,344.3	1,344.3
	有害ごみ	156.7	156.7
	粗大ごみ	404.4	404.4
	拠点回収による資源物(紙パック)	0.9	0.9
	拠点回収による資源物(廃食用油)	9.9	—
	拠点回収による小型家電	2.3	2.3
	集団回収による資源物	650.5	—
	小 計	40,728.2	40,067.8
事業系ごみ・資源	剪定枝	204.9	204.9
	燃やすごみ(可燃)	12,728.1	12,728.1
	燃えないごみ(不燃)	646.2	646.2
	プラスチック製容器包装(プラ容器)	2.9	2.9
	可燃系資源	51.7	51.7
	不燃系資源	8.6	8.6
	有害ごみ	3.8	3.8
	粗大ごみ	33.5	33.5
	事業者が独自に再資源化する食品廃棄物	287.3	—
	市が再資源化を行う市内各小中義務教育学校及び市立保育所の生ごみ(給食残渣)	138.8	—
	市が再資源化を行う市内各小中義務教育学校及び市立保育所の廃食用油	15.9	—
	小 計	14,121.7	13,679.7
合 計	54,849.9	53,747.5	
動物の死体	1,000	1,000	

算出基礎(小山市一般廃棄物処理基本計画令和2年3月策定による)

- ・ 処理計画内区域内人口推計 166,493人
- ・ 1人1日当たりの家庭ごみ発生量予測 678.8g
- ・ 1人1日当たりのごみ発生量予測(事業系ごみ含む) 903.9g

3 一般廃棄物(ごみ)の排出抑制及び再生利用の促進のための方策

持続可能な社会の実現のため、市民・事業者・市がそれぞれの立場で廃棄物の排出抑制と再生利用の促進に取り組む。

(1) 市民による取り組み

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)及び小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づいて、3Rすなわち廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再資源化(Recycle)(以下「3R」という。)に協力すること。
- ② 資源の有効利用のため、資源ごみは回収団体を通じて回収売却に協力すること。今年度の資源ごみ集団回収目標量は、650.5 tとする。
- ③ 生ごみについては、水切り器や家庭廃棄物処理機器等を用いて減量化、資源化に努めること。
- ④ 食品ロスの削減のために、3キリ(食べキリ、使いキリ、水キリ)運動、フードドライブ制度等を活用し、未利用食品を有効活用すること。
- ⑤ 紙パックは、市の施設等に設置してある紙パック回収箱に排出し、資源化に努めること。今年度の紙パック回収目標量は、0.9 tとする。
- ⑥ 雑紙、古布、びん、缶、ペットボトルは分別し、資源として収集所へ排出するとともに、資源回収団体及び店舗の資源回収活動に協力し、廃棄物の発生抑制と資源の有効活用に努めること。
- ⑦ 廃食用油は、市の施設等に設置してある廃食用油回収箱に排出し、資源化に努めること。今年度の廃食用油回収目標量は、10.0 tとする。
- ⑧ 小型家電は、リサイクルセンターに直接搬入するか、市の施設に設置してある小型家電回収箱に排出し、資源化に努めること。今年度の小型家電回収目標量は、2.3 tとする。
- ⑨ マイバッグの持参や過剰包装の拒否、詰め替え製品の利用など、廃棄物の発生抑制に努めること。
- ⑩ 減量計画の目標値は、令和6年度までに市民一人当たりの資源回収分を除いた家庭系ごみの排出量を、481 gとする。

(2) 事業者による取り組み

- ① 条例で定める量以上の一般廃棄物を排出する事業者は、条例の規定に基づいて減量計画を速やかに作成し、市に提出し実行すること。
- ② ①に定める他、法及び条例の規定に基づいて 3R に取り組むこと。また、3R の取り組みを市民に積極的に PR すること。
- ③ 3R の取り組みのひとつとして、資源ごみ及び容器包装廃棄物は、回収ボックスを設置するなど、自ら回収することにより、廃棄物の再生利用を促進し、ごみの減量化に協力すること。
- ④ 循環的利用が促進されるよう包装の簡素化やリサイクル性の向上など、製品の環境配慮設計に努めること。
- ⑤ 紙製品などの代替素材やリユース容器の使用等、プラスチックごみの削減に取り組むこと。
- ⑥ 小山市の一員であることを理解し、従業員へのごみ減量化等に対する教育をし、また市の施策に積極的に協力すること。
- ⑦ 減量計画の目標値は、令和 6 年度までに事業系ごみの総排出量を 12,320 t とする。
- ⑧ 食品残渣の資源化に努めます。

(3) 一般廃棄物処理業者による取り組み

- ① 一般廃棄物の収集運搬業務を受託している事業所等に対して、正しい分別を指導し廃棄物の減量化、資源化に努めること。
- ② 廃棄物の収集運搬実績を収集日ごと、受入先ごと、運搬先ごとに記録し、廃棄物取扱量の把握に努めること。
- ③ 廃棄物を取り扱う事業者として、小山市での廃棄物の減量化、資源化等の施策に積極的に協力し、他の事業者の模範となること。

(4) 市の取り組み

- ① 各自治会に廃棄物減量等推進員を置き、地域住民に対する分別指導とごみ減量化の啓発を行う。
- ② 小中義務教育学校・市立保育所の給食残渣生ごみを回収し、小山広域クリーンセンターで堆肥化する。
- ③ 市民の資源ごみ回収活動に対する支援として、団体の回収量に応じて報償金を交付する。
- ④ 生ごみの減量化のため、家庭廃棄物処理機器を設置した市民に対して補助金を交付する。また事業所についても、事業系廃棄物処理機器の設置及び堆肥化施設等を活用した資源化事業に補助金を交付する。
- ⑤ ボランティアによる清掃活動を行う市民に対してごみ袋を支給する。
- ⑥ マイバグの利用促進、詰め替え製品の普及啓発などに代表される協働による取組を事業者・市民とともに検討する。
- ⑦ ごみの分別徹底・減量化を促すため、燃やすごみ（可燃ごみ）に対して指定ごみ袋制度を10月より導入する。
- ⑧ 食品ロス削減のため、「食べキリ」「使いキリ」「水キリ」の3キリ運動を啓発し、またフードドライブ活動により未利用食品の有効活用を実施する。
- ⑨ 分別の意味、方法、成果、排出抑制の必要性を事業者や市民に対し情報発信する。
- ⑩ 廃食用油の拠点回収を行い、再資源化し、ごみを減量する。
- ⑪ 高齢者、障がい者及び外国人住民含めたすべての住民に対し、適切にごみの排出ができる環境を整備する。
- ⑫ ①～⑪の他、市民・事業者の廃棄物の減量化、資源化の方策に協力をする。
- ⑬ 市は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和6年度の1人1日当りのごみの発生量を797gと目標設定し、その実現を目指す。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物(ごみ)の種類・分別区分及び排出方法

種類・分別区分	主な排出物	排出方法	排出先	
家庭系ごみ・資源	剪定枝	剪定された木・枝	麻ひも、紙ひもでしばる。	収集所または南部
	もやすしかなないごみ (燃やすごみ・可燃)	生ごみ(残飯、野菜くずなど)、紙ごみ(ちり紙・紙おむつ)、木屑、スポンジ、ぬいぐるみ、保冷剤等	指定ごみ袋、もしくは透明又は白地系半透明で45ℓまでの大きさの袋に入れる。	収集所または中央
	プラスチック製容器包装(プラ容器)	プラマークのついている容器、カップ・パック類、トレイ・発泡スチロール類、ラベル類、袋類、チューブ・ボトル類等	透明又は白地系半透明で45ℓまでの大きさの袋に入れる。	収集所または南部
	燃えないごみ(不燃)	陶器やガラス製品、金属類、不燃系資源に属さない空きびん・空き缶		
	有害ごみ (乾電池・蛍光灯・スプレー缶・ガス缶・ライター・小型家電)	①蛍光灯②電池類・電池内蔵製品③スプレー缶・ガス缶④ライター⑤小型家電⑥自転車・ガスコンロ	①～⑤を種類ごとに透明又は白地系半透明で45ℓまでの大きさの袋に入れる。自転車・ガスコンロは袋に入れなくて可。ただし、自転車には「不用」の張り紙をする。スプレー缶・ガス缶は穴を空けずに使い切る。ライターは使い切る。	収集所またはリサ
	不燃系資源 (びん・缶・ペットボトル)	空きびん・空き缶(飲料用)、ペットボトル(飲料用・醤油・他の調味料類でPETマーク付のもの)	空きびん・空き缶は黄色のコンテナ、ペットボトルは青色のコンテナに分けて入れる。	
	可燃系資源 (紙・布類)	新聞紙(チラシを含む)、本、雑誌、雑紙、ダンボール、古布類(古着・布製品・毛布等)	種類ごとに紐で束ねる。(雨天時はさらに袋に入れる。)	収集所または中央
	粗大ごみ	1辺が50cm以上かつ最長辺が2m以下の大型のごみ(家具類・寝具類等)	自ら運搬(無料)	中央またはリサ
市に運搬を委託(有料)			各戸前	

種類・分別区分		主な排出物	排出方法	排出先	
家庭系ごみ・資源 (拠点回収)	紙パック(可燃系資源としても収集)	牛乳パック・内側が白色の飲料用紙パック	市施設に設置した紙パック収集箱に入れる。	拠点	
	廃食用油	植物油(サラダ油、菜種油、ごま油等)	廃食用油をペットボトル等の容器に詰め替え、市施設に設置した廃食用油収集箱に入れる。		
	小型家電(パソコン以外は有害ごみとしても収集)	パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、掃除機、電子レンジ等20品目	市施設に設置した小型家電回収箱に入れる。		
事業系ごみ・資源	剪定枝	家庭系ごみと同じ	家庭系ごみと同じ	南部	
	もやししかないごみ(燃やすごみ・可燃)			中央	
	燃えないごみ(不燃)	飲料用以外の空きびん・空き缶類等		リサ	
	プラスチック製容器包装(プラ容器)	事業所内にて従業員が飲食し発生したプラ容器及びコンビニエンスストアから回収されたプラ容器		南部	
	可燃系資源(紙・布類)	家庭系ごみと同じ		中央	
	不燃系資源(びん・缶・ペットボトル)			種類ごとに分別	リサ
	粗大ごみ			1辺が50cm以上かつ最長辺が2m以下の大型のごみ(木製家具類等)	中央 または リサ
動物の死骸	公共の道路上にある小動物(犬・猫等)の死体	単体	中央		

※中央清掃センター：中央 リサイクルセンター：リサ 南部清掃センター：南部

5 収集運搬計画

(1)

種類・分別区分		収集頻度	運搬方法	運搬者
家庭系ごみ・資源	剪定枝	月1回（祝日収集有）	ごみ収集所回収方式	委託業者
	燃やすごみ	週2回（祝日収集有）		
	燃えないごみ	月2回（祝日収集無）		
	プラスチック製容器包装	週1回（祝日収集有）		
	可燃系資源	月1回（祝日収集有）		
	不燃系資源	月2回（祝日収集無）		
	有害ごみ	月1回（祝日収集有）		
	粗大ごみ	毎週月曜（祝日の場合翌日）	戸別収集（予約制）	自己
		平日及び第2・4土曜日	直接搬入	
	紙パック	拠点回収所からの依頼により収集	拠点回収（資料1）	直営
	廃食用油	拠点回収所からの依頼により収集	拠点回収（資料2）	委託業者
小型家電 （パソコン以外は有害ごみとしても収集）	拠点回収所からの依頼により収集	拠点回収（資料3）	直営	
	平日及び第2・4土曜日	直接搬入	自己	
事業系ごみ・資源	剪定枝	随時（事業所と許可業者との契約による）	直接搬入又は、許可業者に依頼	自己又は、許可業者
	燃やすごみ			
	燃えないごみ			
	プラスチック製容器包装			
	可燃系資源			
	不燃系資源			
	粗大ごみ			
動物の死骸	随時（平日のみ）	単体収集	委託業者	

※ 市施設（資料4のとおり）から排出される生活ごみは戸別収集とし、回数は家庭系ごみと同じとする。

※ 市内各小中義務教育学校及び市立保育所の生ごみ(給食残渣)の収集運搬先は小山広域クリーンセンターとし、収集頻度等については資料5のとおりとする。

※ 市内各小中義務教育学校及び市立保育所の廃食用油の収集運搬先は株式会社ポークラズ研究所とし、収集頻度等については資料6のとおりとする。

※ 排出者が、家庭系ごみ・資源を一般廃棄物収集運搬業者へ委託する場合や、一般廃棄物処分業者へ直接搬入する場合はこの限りではない。

(2) 市委託業者の収集運搬委託区域は次のとおりとする。

① 家庭ごみ収集運搬委託区域(資料7参照)

委託業者 A地区 有限会社 関東実行センター

B地区 有限会社 小山環境美化センター

C地区 有限会社 クリーンeco

D地区 有限会社 網戸美化センター

② 市内各公共施設(資料4参照)

委託業者 株式会社 リヴェール東洋

③ 市内各小中義務教育学校及び市立保育所の生ごみ(給食残渣)(資料5参照)

委託業者 株式会社 リヴェール東洋

※ 粗大ごみ及び動物の死骸の回収については、①の各地区を担当する委託業者が行うものとする。

※ ①から③までの委託期間については令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 事業系ごみ(事業活動に伴って生じる一般廃棄物)は、小山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「規則」という。)の規定に基づき、排出者自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

なお、今年度の市内で収集運搬を行うことができる一般廃棄物収集運搬業許可業者は資料8のとおりとする。ただし、客観的合理性があり、年度途中で許可することが相当と市長が認めた場合はその限りではない。

6 中間処理計画

種類・分別区分	処理施設	処理方式
剪定枝	破砕施設	破砕・選別
燃やすごみ	焼却施設	全連続焼却
燃えないごみ	リサイクル施設	破砕・選別
プラスチック製 容器包装	容リ法対象ビニプラ施設	選別・圧縮・梱包
可燃系資源	ストックヤード	保管
不燃系資源	リサイクル施設	缶類：選別・プレス ガラス：選別・カレット ペット：選別・圧縮・梱包
有害ごみ	ストックヤード	保管
粗大ごみ(畳・布 団等)	焼却施設	全連続焼却
粗大ごみ(畳・布 団等を除く家具 類)	リサイクル施設	破砕・選別
紙パック	ストックヤード	保管
小型家電	ストックヤード	保管
動物の死体	焼却施設	全連続焼却
廃食用油	株式会社 ポーラーズ研究所	資源利用(燃料・家畜飼料等)

※ 小山広域保健衛生組合で委託処理を行なう家庭系ごみの処理手数料は、市が小山広域保健衛生組合に負担金として交付するため、無料とする。

※ 事業系ごみの処理手数料は、小山広域保健衛生組合で定められた料金（250円/10kg）とする。

7 最終処分計画

種類・分別区分	対象物	処理方法
剪定枝	剪定枝	チップ化
燃やすごみ	可燃残渣	埋立・溶融資源化
燃えないごみ	不燃残渣	埋立
プラスチック製 容器包装	プラ容器	容器包装リサイクル
可燃系資源	新聞・段ボール・雑紙・古布	資源回収
不燃系資源	缶類	資源回収
	びん（カレット）	原料化
	ペットボトル	完全循環型リサイクル
有害ごみ	乾電池	資源回収
	小型家電	資源回収
	廃蛍光管	資源回収
粗大ごみ（畳・布団等）	可燃残渣	埋立・溶融資源化
粗大ごみ（畳・布団等を除く家具類）	粗大破碎物	埋立
紙パック	紙パック	資源回収
廃食用油	植物性食用油	資源回収（燃料・家畜飼料等）
小型家電 （パソコン以外は 有害ごみとしても も収集）	小型家電	資源回収
動物の死体	可燃残渣	埋立

小山広域保健衛生組合では最終処分場を設置していないため、民間委託により最終処分を行う。

8 一般廃棄物(ごみ)の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

(1) 排出者自らの責任において処理しなければならない廃棄物

次に掲げる廃棄物は、当該物を取り扱っている小売業者又は製造業者等、もしくは専門の処理業者に引き取りを依頼し、適正に処理すること。

- ① 特別管理一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項で定められたもの)
- ② 在宅医療廃棄物のうち、注射針、注射器、チューブ・カテーテルに付属する針
- ③ 毒性のある廃棄物(農薬、殺虫剤等)
- ④ 爆発、燃焼性のある廃棄物(ボンベ、スプレー、廃石油類等)
- ⑤ オートバイ(50cc未満も含む)、自動車部品(タイヤ、バッテリー、ホイール等)
- ⑥ 収集運搬に困難をきたす廃棄物(長さ2m以上、重さ50kg以上)
- ⑦ 中央清掃センターまたはリサイクルセンターで処理が困難な廃棄物(消火器、ピアノ、耐火金庫、石・コンクリート製品等)
- ⑧ 物置・車庫等の建築廃材(廃木材、鉄骨、壁・屋根材、壁紙、床材、コンクリートがら・ブロック、瓦等)
- ⑨ 住宅設備機器等(浴槽、流し台、システムキッチン、洗面台、便器、給湯・暖房ボイラー、水道ポンプ、水道・ガスの配管・圧力調整器等、水栓器具・排水栓、ソーラーシステム蓄熱槽浄化槽等)
- ⑩ 家電リサイクル法対象品目(エアコン、液晶・プラズマを含むテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- ⑪ パソコン本体及びパソコンディスプレイ並びにノート型パソコン
※小型家電として拠点回収、またはリサイクルセンターへ直接搬入可能。

(2) 排出するまでに排出者自らが処置した上で、出さなければならない廃棄物

- ① スプレー缶・ガス缶等の圧力容器(中身を使いきり、空の状態にする。)
- ② 著しく悪臭を発する廃棄物(臭い等がもれないように密封する。)
- ③ プラスチック製容器包装(プラ容器)で排出する容器包装廃棄物(水洗いをして、汚れを落とす。)
- ④ ガラスくず・刃物・針等の危険物(缶に入れるか紙に包んで中身を明記する。)
- ⑤ ペンキ・油類の容器(中身を使いきり、空の状態にする。)
- ⑥ 一般医療廃棄物のうち紙おむつ・点滴バッグ・CAPDバッグ・チューブ・カテーテル、脱脂綿・ガーゼ等で感染性廃棄物に該当しないもの(汚物・残存物を除去し、紙にくるみ燃やすごみで排出する。)

(3) 中央清掃センター・南部清掃センター・リサイクルセンターに自己搬入する量や状態に制限がある廃棄物

- ① 畳（自ら取替えたものに限る）は1日3枚まで、障子・ふすまは1日4枚までとする。（中央清掃センター）
- ② 木の根っこは、土を完全に落とし、縦横長さ20cm以内に裁断・粉碎等行ったもののみとする。（中央清掃センター）
- ③ 剪定枝は1日2t車1台までとする。（南部清掃センター）
- ④ その他、1度に多量の廃棄物を排出するときは、市長の指示に従い処理すること。

9 一般廃棄物(ごみ)処理施設の整備に関する事項

小山市で発生した一般廃棄物の中間処理を行っている、小山広域保健衛生組合、中央清掃センター、南部清掃センター、リサイクルセンターの各処理施設の概要は下表のとおりである。

各施設は、現在まで適正な維持管理のもと良好に運転されているが、焼却施設に関しては、処理量がほぼ限界にきていることに加えて、一般的な焼却施設の耐用年数が15年程度と言われていることから、組合と構成市町により新施設建設に向けた各種基本構想を策定し、整備を進めている。

施設名	稼動開始	処理能力	
ごみ焼却施設	昭和61年3月	160t（80t/24h×2炉）	
容り法対象ビニ・プラ処理施設及び剪定枝破碎施設	平成28年4月	ビニ・プラ圧縮梱包機	21t/5h
		破碎設備(剪定枝の破碎・選別)	9.4t/5h
エネルギー回収施設	平成28年10月	70t（24h×1炉）	
不燃ごみ・粗大ごみ、びん・缶・ペットボトル、家庭用小型家電、有害ごみ処理施設	平成31年4月	不燃ごみ・粗大ごみ (不燃・粗大の破碎・選別・圧縮)	40t / 5h
		びん・缶(選別・圧縮)	10t / 5h
		ペットボトル(選別・圧縮)	3.3t / 5h

10 その他一般廃棄物(ごみ)の処理に関し必要な事項

(1) 不法投棄ごみの処理

不法投棄における一般廃棄物の処理は投棄者が行うが、投棄者が不明な場合は、土地所有者又は管理者の責任において処理を行うものとし、状況に応じ市は協力できることとする。

(2) ごみ収集所の管理等

ごみ収集所の管理等は以下によるものとする。

- ① 収集所には、指定された収集日以外ごみを排出してはならない。
- ② 収集所には、収集日当日の朝5時から8時までにごみを排出する。
- ③ 収集所には、家庭系ごみ以外を排出してはならない。
- ④ 収集所の設置及び管理は自治会で行うものとする。
- ⑤ 収集所の設置、移設の手続きは、自治会長及び廃棄物減量等推進員の連名での申請によるものとする。なお、申請書を提出する日において自治会が発足していない場合における手続きは、宅地分譲事業の事業主又は共同住宅の建築主若しくは管理者によるものとする。
- ⑥ 収集所利用者は、収集所の利用方法や清掃等に関して、市及び収集所管理者（自治会長及び廃棄物減量等推進員若しくは前項申請者より管理を委託された者）の指示に従わなければならない。
- ⑦ 収集所は、利用者同士の協力により常に清潔に保たなければならない。
- ⑧ 収集所を廃止する場合は、自治会長若しくは廃棄物減量等推進員の申請によるものとする。また、市は収集所の管理が著しく行われていない場合に、収集所管理者へ助言若しくは指導を行うことができ、指導後も改善がなく他の生活環境に被害が及ぶと認められる場合は、申請が無くとも収集所を廃止することができるものとする。
- ⑨ 市は各項目の実現のために、必要な施策を行うものとする。

(3) 一般廃棄物処理業許可業者の遵守事項

- ① 一般廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託しないこと。
- ② 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- ③ 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- ④ 事務所又は事業所には一般廃棄物処理業の表示を行うこと。
- ⑤ 事務所又は事業所には、収集日ごとの収集運搬実績を記録した帳簿を備えること。
- ⑥ 収集運搬車両には、許可業者である旨の表示を行うこと。
- ⑦ 廃棄物は市の分別区分ごとに収集し、混在させずに運搬すること。
- ⑧ 収集の際は書面で契約を交わす等、収集場所を明確にすること。
- ⑨ 収集運搬の際は交通ルールの遵守、騒音を出さない等市民に迷惑を掛けないよう心掛けること。
- ⑩ 市の指導には、誠意を持って対応すること。

(4) 災害廃棄物の処理

小山市災害廃棄物処理計画(令和3年7月)、栃木県災害廃棄物処理計画(平成31年3月)及び栃木県災害廃棄物の処理における市町村等相互応援に関する協定(平成20年3月21日締結)により、災害時は市に加えて県、県内市町及び一部事務組合並びに廃棄物関係団体が連携することで、災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施する。

11 その他の一般廃棄物処理施設

施設名称・所在地	取り扱う 一般廃棄物の種類	施設の種類 処理能力	年間計画 処理量
栃木県南地方卸売市場協力会 小山市大字下河原田 954 番地	事業所で発生した食品残渣等	破碎・醗酵 1.2t/日（24時間）	120t
株式会社トリウミ 小山市大字萱橋 1241 番地 9	廃ゴムタイヤ	切断 22.98t/日（24時間） 破碎 375.12t/日（24時間）	25,000 t
福田三商株式会社小山営業所 小山市大字萱橋 1108 番地	古紙	圧縮・梱包 312.0t/日（8時間） 破碎・圧縮・梱包 25.0t/日（8時間）	10,000 t
メルテック株式会社 小山市大字梁 2333 番地 29	焼却灰・ばいじん・汚泥（廃棄物焼却炉の排ガス処理施設から排出されたものであって、有機性汚泥を含まないものに限る。）・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・金属くず	熔融固化 164.4 t /日（24時間）	60,000 t
株式会社 J O P リサイクル 小山市大字外城 90 番地 4	新聞・雑誌・ダンボール	新聞・雑誌の圧縮梱包 200.720t/日 段ボールの圧縮梱包 151.576t/日	129,000t

令和6年度牛乳パック回収拠点一覧

(資料1)

No.	設置場所	設置場所の所在	No.	設置場所	設置場所の所在
1	大谷出張所	横倉新田 8-2*	16	間々田北保育所	間々田 2443-1
2	間々田出張所	間々田 1960-1	17	城北保育所	駅東通り 3-15-1
3	生井出張所	生良 1054-2	18	駅南児童センター	駅南町 2-11-5
4	寒川出張所	中里 869-1	19	城北児童センター	駅東通り 3-25-2
5	豊田出張所	松沼 467	20	認定こども園早蕨幼稚園	城山町 2-4-21
6	穂積出張所	萩島 61	21	認定こども園梅ヶ原幼稚園	城東 5-11-20
7	桑出張所	羽川 139-2	22	認定こども園みのり幼稚園	萩島 56
8	絹出張所	福良 1119-1	23	認定こども園楠エンゼル幼稚園	犬塚 3-14-2
9	小山東出張所	犬塚 3-1-3	24	認定こども園小山幼稚園	東城南 5-23-7
10	やはた保育所	八幡町 2-8-8	25	認定こども園栗の実	神鳥谷 1-5-11
11	絹保育所	高椅 482-1	26	認定こども園生井ゆりかご幼稚園	上生井 679-3
12	中久喜保育所	中久喜 1093-1	27	みどりヶ丘保育園	扶桑 2-2-4
13	もみじ保育所	暁 3-11-2	28	つくし保育園	花垣町 1-16-17
14	網戸保育所	網戸 758-1	29	こぼと保育園	雨ヶ谷 417
15	出井保育所	出井 1060-1			

令和6年度廃食用油回収拠点一覧

(資料2)

No.	設置場所	設置場所の所在	No.	設置場所	設置場所の所在
1	大谷出張所	横倉新田 8-2*	7	穂積出張所	萩島 61
2	間々田出張所	間々田 1960-1	8	桑出張所	羽川 858-1
3	生井出張所	生良 1054-2	9	絹出張所	福良 1119-1
4	寒川出張所	中里 869-1	10	小山東出張所	犬塚 3-1-3
5	豊田出張所	松沼 467	11	小山城南出張所	東城南 4-1-12
6	中出張所	下河原田 864	12	道の駅 思川	下国府塚 25-1

令和6年度小型家電回収拠点一覧

(資料3)

No.	設置場所	設置場所の所在	No.	設置場所	設置場所の所在
1	小山市役所	中央町 1-1-1	7	中出張所	下河原田 864
2	大谷出張所	横倉新田 8-2*	8	穂積出張所	萩島 61
3	間々田出張所	間々田 1960-1	9	桑出張所	羽川 139-2
4	生井出張所	生良 1054-2	10	絹出張所	福良 1119-1
5	寒川出張所	中里 869-1	11	小山東出張所	犬塚 3-1-3
6	豊田出張所	松沼 467	12	小山城南出張所	東城南 4-1-12

※資料1, 2, 3 共通 : 5月より大谷出張所の所在地は横倉 499-6 に変更。

令和6年度公共施設の収集運搬

(資料4)

No.	市の施設名		No.	市の施設名	
1	市役所本庁舎		33	絹出張所	市立保育所8ヶ所
2	小山市立文化センター		34	小山東出張所	
3	小山市総合福祉センター		35	小山城南出張所	
4	シルバー人材センター		36	やはた保育所	
5	中央図書館		37	絹保育所	
6	市立博物館		38	もみじ保育所	
7	駅南児童センター		39	中久喜保育所	
8	城北児童センター		40	網戸保育所	
9	小山市教育支援センター		41	出井保育所	市立小学校24ヶ所
10	車屋美術館		42	間々田北保育所	
11	若木浄水場		43	城北保育所	
12	羽川西浄水場		44	小山第一小学校	
13	小山水処理センター		45	小山第二小学校	
14	扶桑水処理センター		46	小山第三小学校	
15	ふれあい健康センター		47	若木小学校	
16	勤労者総合福祉センター		48	旭小学校	
17	墓園やすらぎの森		49	小山城東小学校	
18	文書館		50	小山城南小学校	
19	小山市まちなか交流センター		51	小山城北小学校	
20	小山市青少年相談室		52	大谷東小学校	
21	こども発達支援センター		53	大谷南小学校	
22	摩利支天塚・琵琶塚古墳資料館		54	大谷北小学校	
23	渡良瀬遊水地コウノトリ交流館		55	間々田小学校	
24	小山市健康医療介護総合支援センター		56	間々田東小学校	
25	大谷出張所	出張所11ヶ所	57	乙女小学校	
26	間々田出張所		58	下生井小学校	
27	生井出張所		59	網戸小学校	
28	寒川出張所		60	寒川小学校	
29	豊田出張所		61	豊田小学校	
30	中出張所		62	穂積小学校	
31	穂積出張所		63	中小学校	
32	桑出張所		64	羽川小学校	

No.	市の施設名		No.	市の施設名		
65	羽川西小学校		76	美田中学校		
66	萱橋小学校		77	桑中学校		
67	東城南小学校		78	絹義務教育学校(前期課程)		2 か所
68	小山中学校		79	絹義務教育学校(後期課程)		
69	小山第二中学校		80	消防署		消 防 6 ヶ 所
70	小山第三中学校	81	大谷分署			
71	城南中学校	82	桑分署			
72	大谷中学校	83	豊田分署			
73	乙女中学校	84	間々田分署			
74	間々田中学校	85	絹分遣所			
75	豊田中学校	市立中学校 10ヶ所				

※収集頻度は家庭系ごみと同じ

令和6年度公共施設の生ごみ収集運搬

(資料5)

No.	月曜日	No.	火曜日	No.	水曜日
1	乙女小学校	1	羽川小学校	1	小山第一小学校
2	網戸保育所	2	羽川西小学校	2	小山中学校学校給食共同調理場
3	大谷学校給食共同調理場	3	萱橋小学校給食共同調理場	3	小山中央学校給食共同調理場
4	下生井小学校	4	小山北学校給食共同調理場	4	やはた保育所
5	網戸小学校	5	絹保育所	5	若木保育所
6	穂積小学校	6	出井保育所	6	小山城東小学校
7	大谷東小学校	7	小山城南小学校	7	大谷東小学校
8	間々田小学校	8	旭小学校	8	間々田小学校
9	間々田東小学校	9	小山城北小学校	9	もみじ保育所
10	もみじ保育所	10	大谷北小学校	10	網戸保育所
11	間々田学校給食共同調理場	11	城北保育所	11	乙女小学校
12	間々田北保育所	12	小山第三中学校	12	間々田東小学校
		13	中久喜保育所		
		14	東城南小学校		
No.	木曜日	No.	金曜日		
1	下生井小学校	1	小山城南小学校		
2	網戸小学校	2	旭小学校		
3	穂積小学校	3	小山城北小学校		
4	羽川小学校	4	城北保育所		
5	羽川西小学校	5	大谷北小学校		
6	小山北学校給食共同調理場	6	小山第三中学校		
7	萱橋小学校給食共同調理場	7	中久喜保育所		
8	間々田学校給食共同調理場	8	小山第一小学校		
9	間々田北保育所	9	小山中学校学校給食共同調理場		
10	絹保育所	10	小山中央学校給食共同調理場		
11	出井保育所	11	やはた保育所		
12	大谷学校給食共同調理場	12	小山城東小学校		
		13	東城南小学校		

令和6年度公共施設の廃食用油収集運搬

(資料6)

No.	施設名	No.	施設名
1	小山第一小学校給食共同調理場	17	乙女小学校
2	小山城南小学校	18	間々田東小学校給食共同調理場
3	旭小学校	19	下生井小学校
4	小山城北小学校給食共同調理場	20	網戸小学校
5	小山中学校学校給食共同調理場	21	間々田学校給食共同調理場
6	小山中央学校給食共同調理場	22	もみじ保育所
7	やはた保育所	23	網戸保育所
8	若木保育所	24	間々田北保育所
9	城北保育所	25	穂積小学校給食共同調理場
10	小山城東小学校	26	羽川小学校
11	大谷東小学校	27	羽川西小学校給食共同調理場
12	大谷北小学校	28	萱橋小学校給食共同調理場
13	小山第三中学校	29	絹保育所
14	大谷学校給食共同調理場	30	出井保育所
15	中久喜保育所	31	東城南小学校
16	間々田小学校		

※収集頻度は施設の依頼による

令和6年度家庭ごみ収集運搬委託区域

(資料7)

A地区	B地区	C地区	D地区
3. 本郷町1丁目・城山1丁目・中央町1丁目・宮本町1丁目	7. 荒井・田川・延島新田・中島・梁・中河原	1. 暁1丁目(富士見公園鉄塔以北)	3. 網戸・櫛木・生良・上生井・下生井・白鳥扶桑1~3丁目
4. 雨ヶ谷・雨ヶ谷新田・土塔・向原新田	8. 出井・北飯田・東山田	2. 暁1丁目(富士見公園鉄塔以南)・暁2丁目	7. 南半田
6. 横倉・横倉新田	10. 向野	5. 間々田(4号線西)	8. 荒川・卒島・今里・上初田・松沼・上国府塚
9. 神鳥谷1~6丁目・大字栗宮・栗宮1・2丁目	16. 城東4~7丁目・大字犬塚・犬塚1~8丁目	6. 乙女1・2丁目・大字乙女(4号線西)	10. 三拝川岸・東島田・飯塚
14. 若木町1~3丁目・花垣町1・2丁目・稲葉郷(宇都宮線西)	18. 鉢形・萱橋	8. 間々田(4号線東・宇都宮線西)	11. 南小林・上泉・下泉・井岡・小袋・下河原田・生駒・大川島・下初田
15. 稲葉郷(宇都宮線東)・駅東通り3丁目・城北1~6丁目	19. 延島・高椅・福良	9. 千駄塚・大字栗宮	12. 下国府塚・萩島・石ノ上・塩沢・間中
16. 城東1~3丁目	25. 喜沢	14. 東間々田1~3丁目	21. 鏡・押切・中里・寒川・迫間田
17. 駅南町1~6丁目・小山(50号線北)	30. 大字中久喜	19. 大字乙女(4号線東・宇都宮線西)・乙女3丁目・南乙女1・2丁目	22. 小山(思川西)・大行寺
18. 駅東通り1・2丁目・三峯1・2丁目・神山1・2丁目	31. 中久喜1~5丁目	20. 大字乙女(宇都宮線東)・暁3丁目・南飯田(東北新幹線西)	24. 上石塚・下石塚
25. 喜沢	32. 羽川	33. 東黒田	37. 大本・小宅・黒本・島田・渋井・立木・小藁・城西1・2丁目
26. 本郷町2・3丁目・城山町2・3丁目		34. 平和	
27. 天神町1・2丁目・神明町1・2丁目・大字神鳥谷(50号線北)		35. 間々田(宇都宮線東)・西黒田・美しが丘1~3丁目	
28. 塚崎・田間・武井・東野田・南和泉		36. 南飯田(東北新幹線東)	
29. 中央町2・3丁目・宮本町2・3丁目・八幡町1・2丁目			
38. 大字神鳥谷(50号線南・宇都宮線西)・外城			
39. 大字神鳥谷(50号線南・宇都宮線東)・西城南1~7丁目			
40. 東城南1~5丁目・小山(50号線南)			

令和6年度一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

(資料8)

No.	業者名	所在地	許可範囲
1	(有)関東実行センター	小山市大字外城 157-3	市内収運
2	(有)小山環境美化センター	〃 大字高橋 1242	〃
3	(有)網戸美化センター	〃 大字網戸 791-1	〃
4	(有)クリーン eco	〃 大字間々田 780-11	〃
5	(株)リヴェール東洋	〃 大字出井 927-2	〃
6	イシカワ・クラシカルホーム(株)	〃 城北 4-1-2	〃
7	(合同)いずみサービス	〃 大字南和泉 570-9	〃
8	(株)イソベ建設	〃 大字網戸 742-9	〃
9	市岡 雅史 (武蔵野クリーン)	〃 神鳥谷 2-17-3 101	〃
10	小沼 秀雄	〃 花垣町 1-15-21 I-203	〃
11	OBS アシユア(株)	〃 若木町 2-13-30	〃
12	(有)小山祭典具	〃 神鳥谷 2-32-12	〃
13	(公社)小山市シルバー人材センター	〃 東城南 5-15-8	〃
14	(株)片山コーポレーション	〃 大字羽川 290-26	〃
15	古山 智英 (エコライフ北関東)	〃 神鳥谷 1-23-15	〃
16	(株)須賀建設	〃 大字下初田 1011	〃
17	(有)誠和葬祭	〃 大字大行寺 1067-2	〃
18	(株)鴛商 小山営業所	〃 大字間々田 2423-6	〃
19	(株)中島商店	〃 神山 2-11-33	〃
20	(株)和商事	〃 大字立木 744	〃
21	P・S・Cリサイクル(株)	〃 大字犬塚 54-2	〃
22	(有)フジケン工業	〃 大字雨ヶ谷新田 25-1	〃
23	(有)舟橋商店	〃 城山町 2-6-36	〃
24	(有)ブルーウィング	〃 大字粟宮 775-1	〃
25	(株)タカダ (ベンリー小山店)	〃 大字間々田 2454-58	〃
26	(株)フレンド	〃 大字羽川 524-2	〃
27	穂積工業(有)	〃 大字下石塚 341	〃
28	(株)マルスギ商事	〃 大字中久喜 1476-5	〃
29	(有)ミヒロ	〃 大字下生井 635-1	〃
30	森 美子 (スマイル企画)	〃 大字東野田 2483-468	〃
31	(株)ライトアーム	〃 中央町 3-3-1 4F	〃
32	和工業(株)	〃 大字横倉 800-2	〃
33	協和興業(株)	〃 大字大行寺 177	〃
34	あいヶアステーション(株)	栃木市藪部町 2-5-9	〃
35	(有)アオキ	下野市柴 15-8	〃

No.	業者名	所在地	許可範囲
36	足利市清掃事業(株)	足利市久保田町 911	〃
37	(合同)アジャスト	宇都宮市鑑山町 15-1	〃
38	(有)アタカサービス	宇都宮市石井町 365-11	〃
39	(株)育峯紙業	茨城県古河市小堤 315-14	〃
40	市村産業(株)	東京都足立区関原 1-1-10	〃
42	(株)エコクルジャパン	真岡市寺内 695-27	〃
43	(有)エンゼルスジャパン	茨城県古河市関戸 1605-69	〃
44	大木 貴仁 (なんでも屋ブレスト)	大田原市宇田川 1771-1	〃
45	(有)大橋技建	下野市柴 1432-6	〃
46	(有)大林環境サービス	下野市上古山 8-5	〃
47	(株)OPEN SPACE	茨城県行方市行方 2213	〃
48	(株)オチカイ・テクノス	栃木市都賀町平川 821-1	〃
49	(有)小野組	栃木市高谷町 228-8	〃
50	加藤 直美 (住環境整理のユーカリ)	鹿沼市村井町 185-12	〃
51	(有)岸興業	栃木市野中町 1381-11	〃
52	(有)協同サービス	下野市仁良川 1681-4	〃
53	(株)県央資源リサイクル	下野市石橋 693-8	〃
54	(有)国分寺産業	下野市川中子 1449	〃
55	小堀 和則	塩谷郡高根沢町西高谷 423-3	〃
56	(有)古山	茨城県結城市結城 42-3	〃
57	(有)コンドー	下野市国分寺 1407-2	〃
58	相良運輸(株)	宇都宮市今宮 4-5-36	〃
59	(合同)さくらクリーンサービス	群馬県館林市松沼町 11-6	〃
60	(株)静井商会総合リサイクル	栃木市大平町西水代 2534-6	〃
61	(有)セイゴウ	宇都宮市平出工業団地 43-120	〃
62	関口商事(株)	栃木市都賀町木 320-1	〃
63	関晃(株)	栃木市皆川城内町 84-1	〃
64	(株)総伝	宇都宮市西刑部町 2681-45 202	〃
65	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	〃
66	高橋 一徹 (おそうじ革命古河小山店)	茨城県古河市下山町 1-30	〃
67	(有)つくば環境サービス	茨城県筑西市横島 268	〃
68	坪野谷商事(株)	下野市柴 4-4	〃
69	(株)トオキユウ総合管理サービス	佐野市関川町 947-3	〃
70	栃木カレット(有)	栃木市柏倉町 536-1	〃
71	企業組合とちぎ労働福祉事業団	宇都宮市西川田 7-1-2	〃
72	栃南産業(株)	下野市下古山 3198-1	〃

No.	業者名	所在地	許可範囲
73	仲田総業(株)	宇都宮市築瀬町 2520-4	〃
74	(有)ニューフロンティア	宇都宮市宝木町 2-869	〃
75	(公社)野木町シルバー人材センター	野木町友沼 5840-1	〃
76	(株)聖商事	栃木市大宮町 2607-8	〃
77	(有)ファーストコーポレーション	宇都宮市満美穴町 25	〃
78	(有)二葉清掃サービス	野木町友沼 6400-9	〃
79	(株)ほくりん商会	宇都宮市中岡本町 3715-183	〃
80	益子 陽子 (関東産業衛生社)	下野市駅東 4-5-10	〃
81	(株)マジック・ワーク	宇都宮市瑞穂 3-9-16	〃
82	(株)安田	茨城県結城郡八千代町塩本 248-5	〃
83	(株)ヤタクリーン	茨城県結城市結城 1735	〃
84	柳田 達也 (リトノジャパン)	茨城県古河市上大野 1604	〃
85	(株)結南クリーンセンター	茨城県結城市結城 7188	〃
86	(株)横田商事	群馬県館林市足次町 26-1	〃
87	吉田 将宏	佐野市吉水駅前 3-12-9 A-101	〃
88	エイチエス(株)	宇都宮市下荒針町 3406-4	運搬のみ
89	(株)片岡産業	宇都宮市飯田町 219-31	〃
90	カワベ産業(株)	茨城県古河市桜町 16-16	〃
91	(有)小堀正之商店	下野市石橋 542	〃
92	小森谷 友樹 (野木衛生社)	野木町友沼 4696-6	〃
93	(公社)下野市シルバー人材センター	下野市薬師寺 1949	〃
94	下総産業(株)	茨城県古河市桜町 21-27	〃
95	(株)東亜環境コーポレーション	神奈川県海老名市杉久保南 5-16-12	〃
96	東武商事(株)	埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東 4-4-4	〃
97	栃木ビル商事(株)	下野市祇園 2-30-8	〃
98	(株)七穂	茨城県古河市葛生 945	〃
99	(株)ネオ・ナチュラル	栃木市昭和町 9-21	〃
100	(有)マルフジ	上三川町上蒲生 2103-3	〃
101	(株)ライフメイト	野木町南赤塚 1533-2	〃

※市内収運＝市内の事業所・住宅等の廃棄物の収集、市内処理施設への運搬ができる。
運搬のみ＝市内処理施設への運搬に限る。

令和6年度一般廃棄物処分業許可業者一覧

	業者名	所在地	許可範囲
1	栃木県南地方卸売市場協力会	小山市大字下河原田 954	食品残渣等
2	(株)トリウミ	〃 大字萱橋 1241-9	廃ｺﾞﾙﾀｲ
3	福田三商(株)小山営業所	〃 大字萱橋 1108	古紙
4	メルテック(株)	〃 大字梁 2333-29	焼却灰類
5	(株)JOPリサイクル	〃 大字外城 90-4	古紙

第2章 生活排水処理実施計画

1 計画区域

処理実施計画の適用区域は、小山市全域とする。

2 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の発生量及び処理量の見込み

(1) し尿 $4.1\text{l}/\text{日}/\text{人} \times 2,158 \text{人} \times 365 \text{日} \times 10^{-3} \doteq 3,229 \text{k}\ell$

※ し尿処理人口 2,158人 1人1日当たりの発生量 4.1ℓ

(2) 浄化槽汚泥 $0.5\text{l}/\text{日}/\text{人} \times 67,626 \text{人} \times 365 \text{日} \times 10^{-3} \doteq 12,342 \text{k}\ell$

※ 浄化槽処理人口 67,626人 1人1日当たりの発生量 0.5ℓ

※ 浄化槽処理人口とは、単独浄化槽、合併浄化槽（50人以上の大型も含む）、農業集落排水施設の利用人口の合計

※ 各処理人口については令和4年度小山市廃棄物処理実態調査を準用

3 収集運搬計画

計画区域内で発生するし尿、浄化槽汚泥は、小山広域クリーンセンターで、全量処理する。し尿、浄化槽汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理業者によって収集運搬するものとする。

なお、許可業者は下記のとおりとする。

一般廃棄物収集運搬許可業者

業者名	所在地	許可範囲
協和興業(株)	小山市大字大行寺 177	し尿

浄化槽清掃業許可業者

業者名	所在地	許可範囲
協和興業(株)	小山市大字大行寺 177	浄化槽汚泥

4 生活排水の適正な処理及びこれを実施するものに対する基本的事項

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理は、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して処理を行うこと。

(2) 便所は、汲み取り口等から雨水が流入し、若しくはし尿が外部に流出し、又は使用する際に多量の水を使用することのない構造にすること。

(3) 浄化槽の機能に悪影響を及ぼすものを流入させないこと。

5 生活排水処理施設の整備に関する事項

(1) 単独・流域関連公共下水道の整備計画（別途にて計画）

事業計画区域内の未整備区域のうち約 13.21 ㍍を整備する。

(2) 農業集落排水処理施設の整備計画（別途にて計画）

(3) 浄化槽の整備計画

公共下水道認可区域及び農業集落排水処理施設対象区域を除く区域に 5 人槽から 50 人槽以下の専用住宅に設置する合併処理浄化槽について、下記のとおり補助金を交付して、年間 130 基程度(予算の範囲内において)を整備する。

浄化槽の区分	補助金の限度額	
	浄化槽整備区域	公共下水道整備 予定区域
延べ床面積が 130 ㎡以下の専用住宅に設置された浄化槽	332,000 円	234,000 円
延べ床面積が 130 ㎡を超える専用住宅に設置された浄化槽	414,000 円	291,000 円
二世帯住宅(1 棟の建物に 2 つの専用住宅としての機能を有するもの(浴室及び台所を有するものに限る。)をいう。)に設置された浄化槽	548,000 円	385,000 円

※ なお、合併処理浄化槽の設置に単独処理浄化槽の撤去を伴う場合（建築物の建替えに伴う場合は除く。）は、撤去費（上限 120,000 円、1,000 円未満切捨て）、宅内配管工事費（上限 300,000 円、1,000 円未満切捨て）を上乗せして補助する。公共下水道整備予定区域は、公共下水道全体計画区域のうち、市長が別に定める区域をいう。

6 その他生活排水の減量及び処理に関し必要な事項

(1) 許可業者等

現在、小山市のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は効率的に処理されている。さらに、公共下水道の整備等により、年々、その処理量は減少している。

以上のことから、新規に事業実施者が参入する余地がないと思われるので、新たなし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬についての許可は認めないこととする。